

令和7年8月26日開会

✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱

令和 7 年 第 3 回

杵築市議会定例会議案

❖ ❖

目 次

議案第 7 0 号	令和 6 年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 7 1 号	令和 6 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 270 ペ ー ジ －
議案第 7 2 号	令和 6 年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 283 ペ ー ジ －
議案第 7 3 号	令和 6 年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 302 ペ ー ジ －
議案第 7 4 号	令和 6 年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 311 ペ ー ジ －
議案第 7 5 号	令和 6 年度杵築市水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 7 6 号	令和 6 年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 35 ペ ー ジ －
議案第 7 7 号	令和 6 年度杵築市下水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 55 ペ ー ジ －
議案第 7 8 号	令和 6 年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 87 ペ ー ジ －

- 議案第 79 号 令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 5 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 80 号 令和 7 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正
予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ －
- 議案第 81 号 令和 7 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －
- 議案第 82 号 令和 7 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ －
- 議案第 83 号 令和 7 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1
号）
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
- 議案第 84 号 令和 7 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ －
- 議案第 85 号 令和 7 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第
2 号）
－ 補 正 予 算 書 25 ペ ー ジ －
- 議案第 86 号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正
について
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 87 号 杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について
－ 議 案 書 14 ペ ー ジ －

議案第 8 8 号 杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
－ 議 案 書 18 ペ ー ジ －

議案第 8 9 号 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例等の一部改正について
－ 議 案 書 22 ペ ー ジ －

議案第 9 0 号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について
－ 議 案 書 25 ペ ー ジ －

議案第 9 1 号 杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部改
正について
－ 議 案 書 27 ペ ー ジ －

議案第 9 2 号 杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条
例の一部改正について
－ 議 案 書 29 ペ ー ジ －

議案第 9 3 号 杵築市公共下水道条例及び杵築市水道事業給水条例
の一部改正について
－ 議 案 書 35 ペ ー ジ －

議案第 9 4 号 杵築市文化財調査委員会条例の一部改正について
－ 議 案 書 37 ペ ー ジ －

議案第 9 5 号 観覧料改定に伴う関係条例の整備について
－ 議 案 書 39 ペ ー ジ －

議案第 9 6 号 杵築市過疎地域持続的発展計画の変更について
－ 議 案 書 46 ペ ー ジ －

議案第 9 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
－ 議 案 書 48 ペ ー ジ －

議案第 9 8 号 市道の路線認定について
－ 議 案 書 51 ペ ー ジ －

報告第 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度杵築市一般会計補正予算 (第 4 号))
－ 議 案 書 56 ペ ー ジ －

報告第 1 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率の算定について
－ 議 案 書 57 ペ ー ジ －

報告第 1 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
資金不足比率の算定について
－ 議 案 書 58 ペ ー ジ －

報告第 2 0 号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について
－ 議 案 書 60 ペ ー ジ －

報告第 2 1 号 株式会社きっとすきの経営状況について
－ 議 案 書 62 ペ ー ジ －

報告第 2 2 号 放棄した債権の報告について
－ 議 案 書 64 ペ ー ジ －

報告第 2 3 号 専決処分の報告について
－ 議 案 書 66 ペ ー ジ －

議案第 8 6 号

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
供に関する条例（平成 27 年杵築市条例第 37 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 1 中 16 の項を 17 の項とし、15 の項を 16 の項とし、
14 の項の次に次のように加える。

15 市長	市の事務を処理するために利用する情報システ ムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳 に記録されていない者をいう。以下同じ。）を 特定する固有の番号を付番し、管理するもの（ 以下「住登外者宛名番号管理機能」という。） による住登外者の情報の管理に関する事務であ って規則で定めるもの
-------	--

別表第 1 に次のように加える。

18 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情 報の管理に関する事務であって規則で定めるも の
--------------	---

別表第 2 の 1 の項中「又は医療保険各法」を「、医療保険各法
」に改め、「「医療保険給付関係情報」という。）」の次に「又は
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する
情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表 1 の 2
の項中「又は配偶者支援金」を「若しくは配偶者支援金」に改め、
「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」の次に「又

は住登外者宛名情報」を加え、同表 2 の項中「又は身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改め、「という。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 3 の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 3 の 2 の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 3 の 3 の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 3 の 4 の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 4 の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 5 の項中「又は杵築市日常生活用具給付事業実施要綱」を「、杵築市日常生活用具給付事業実施要綱」に改め、「関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 6 の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 7 の項中「又は身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改め、「という。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 8 の項中「又は障害福祉サービス関係情報」を「、障害福祉サービス関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 9 の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 10 の項及び 11 の項中「又は障害福祉サービス関係情報」を「、障害福祉サービス関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 12 の項及び 13 の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 14 の項中「又は療育手帳」を「、療育手帳」に改め、「）に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表 15 の項及び 16 の項中「又は療育手帳に関する情報」を「、療育手帳に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 17 の項中「又は杵

築市子ども医療費の助成に関する条例」を「、杵築市子ども医療費の助成に関する条例」に改め、「）による医療費の助成に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表１８の項及び１９の項中「又は療育手帳に関する情報」を「、療育手帳に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表２０の項中「又は国民年金法等の一部を改正する法律」を「、国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、「老齢福祉年金に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表２１の項中「情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表に次のように加える。

２２ 市長	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	生活に困窮する外国人に対 する生活保護法に準じて行 う保護の決定及び実施、就 労自立給付金若しくは進学 ・就職準備給付金の支給、 保護に要する費用の返還若 しくは徴収金の徴収に関す る情報、杵築市重度心身障 害者医療費の支給に関する 条例による医療費の支給に 関する情報、杵築市ひとり 親家庭等医療費の助成に関 する条例によるひとり親家 庭等医療費の助成に関する 情報、杵築市保育所保育料 徴収規則による保育料の減 免に関する情報、杵築市放 課後児童クラブ保護者負担
--------------	---	--

金助成事業実施要綱による放課後児童クラブの保護者負担金の助成に関する情報、杵築市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する情報、杵築市軽度・中度聴覚障がい児補聴器購入費等助成事業実施要綱による補聴器購入費等の助成に関する情報、杵築市在宅重度障害者住宅改造助成事業実施要綱による住宅設備の改造経費の助成に関する情報、杵築市補装具費支給事務実施要綱による補装具費の支給に関する情報、杵築市地域活動支援センター事業実施要綱による地域活動支援センター事業の実施に関する情報、杵築市障害者移動支援事業実施要綱による障害者移動支援事業の実施に関する情報、杵築市日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具給付事業の実施に関する情報、杵築市日中一時支援事業実施要綱

		による日中一時支援事業の実施に関する情報、杵築市生活サポート事業実施要綱による生活サポート事業の実施に関する情報、杵築市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱による自動車運転免許の取得に要する費用の助成に関する情報、杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱による自動車の改造に要する経費の助成に関する情報又は杵築市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
2 3 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの

2 5 教育 委員会	杵築市立学校児童 生徒就学援助規則 による就学援助に 関する事務であつ て規則で定めるも の	住登外者宛名情報であつて 規則で定めるもの
2 6 教育 委員会	杵築市立学校児童 生徒特別支援教育 就学奨励規則によ る小学校若しくは 中学校に就学する 学校教育法施行令 第 2 2 条の 3 に規 定する障害の程度 に該当する児童若 しくは生徒又は学 校教育法第 8 1 条 第 2 項に規定する 特別支援学級に就 学する児童若しく は生徒の就学のた め必要な経費の支 弁に関する事務で あつて規則で定め るもの	住登外者宛名情報であつて 規則で定めるもの
2 7 教育 委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管	杵築市立学校児童生徒就学 援助規則による就学援助に 関する情報又は杵築市立学

	理に関する事務であって規則で定めるもの	校児童生徒特別支援教育就学奨励規則による小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒若しくは学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
28 教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
29 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の2の項の次に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定める
------	--------------------------	-------	--------------------

	理に関する事務であって規則で定めるもの		もの
--	---------------------	--	----

別表第3に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 7 号

杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について

杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年杵築市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「１の年」を「１の年度」に改め、同項第２号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第３号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年」を「当該年度」に改め、同条第２項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第１７条の３の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第１項中「申出（次条において）」を「申出（以下）」に改める。

第２１条を第２２条とし、第２０条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第２１条 任命権者は、杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年杵築市条例第２９号。以下この項において「育児休業等条例」という。）第２４条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （２） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （３） 育児休業等条例第２４条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状

況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 附則第4項の規定 公布の日

（２） 第14条第1項及び第2項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和8年4月1日

(経過措置)

- 2 令和 8 年 4 月 1 日前から在職する職員に係る令和 8 年度の年次有給休暇の日数は、この条例による改正後の杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新職員勤務時間条例」という。）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、この条例による改正前の杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧職員勤務時間条例」という。）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による令和 8 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）時点の年次有給休暇の日数から、基準日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に既に取得した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に 5 日を加えた日数とする。
- 3 前項の規定による令和 8 年度の年次有給休暇（以下「令和 8 年度年次有給休暇」という。）は、新職員勤務時間条例第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年次有給休暇の区分に応じ、当該各号に定める日まで使用することができるものとする。
 - (1) 令和 8 年度年次有給休暇のうち、旧職員勤務時間条例第 14 条第 2 項の規定により基準日に繰り越された年次有給休暇の日数に相当する日数に係るもの 令和 9 年 3 月 31 日
 - (2) 令和 8 年度年次有給休暇のうち、前号に掲げるもの以外の日数に相当する日数に係るもの 令和 10 年 3 月 31 日
- 4 任命権者は、この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）前においても、新職員勤務時間条例第 21 条第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 8 8 号

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例

杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年杵築市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第２０条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第２１条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第２１条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２１条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２１条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある

場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の杵築市職員の育児休業等に関する条例第 2 1 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

議案第 8 9 号

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例等の一部改正について

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
(平成17年杵築市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「子を養育するため、1日の勤務時間の一部」を「子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき任命権者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)」に改める。

(杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年杵築市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「子を養育するため1日の勤務時間の一部」を「子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)」に改める。

(杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
(平成23年杵築市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「子を養育するため1日の勤務時間の一部」を「子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超

えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 9 0 号

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年杵築市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第２号中「前号」を「前２号」に改め、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２） 避難所の開設、運営等の業務

第８条第２項第３号中「前項第２号」を「前項第３号」に改め、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３） 前項第２号の作業 ５３０円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。

議案第 9 1 号

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部改正について

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を
改正する条例

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例（平成１７年杵築市
条例第９０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号を次のように改める。

（２） １２月３１日及び１月１日

附則第３項を削る。

別表備考の欄中「６歳未満の者」を「未就学児」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 2 号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例
 例の一部を改正する条例

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例（令和 2 年杵築市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

杵 築 市 大 田 横 岳 自 然 公 園	横 岳 荘	和室（3 人 用）	午前 9 時 から午後 1 0 時ま で	1 時間につき 5 0 0 円	1 時間未満の使用 時間は 1 時間とし て算定する。
		和室（8 人 用）			
		和室（3 人 用） 和室（8 人 用） 洋室（2 人 用）	宿泊チェ ックイン 午後 3 時 チェック アウト 午前 1 0 時	一般 5, 7 7 0 円 小学生以下 4, 1 2 0 円	1 1 泊食事なし の 1 人当たりの 料金 2 利用時間を延 長する場合は、 1 時間当たり 5 0 0 円を加算す る（1 時間未満 は、1 時間とす る。）。)
	キャンプ場		宿泊チェ ックイン 午後 3 時 チェック アウト 午前 1 0	一般 5 8 0 円 小学生以下 3 4 0 円	1 泊食事なしの 1 人当たりの料金

	時		
	日帰り 午前9時から午後 10時まで	一般 230円 小学生以下 110円	1人当たりの料金
テントサイト		1区画 1,720円	
東屋	午前9時から午後 10時まで	1時間につき 150円	1時間未満の使用 時間は1時間とし て算定する。
シャワー	午前9時から午後 9時まで	一般 230円 小学生以下 110円	1回当たりの料金
天体観測施設 「キララ館」	午後5時から午後 10時まで	一般 490円 小学生以下 240円	1回当たりの料金
ログハウスく ぬぎ・けやき	1棟 (定員5人) 宿泊チェ ックイン 午後3時 チェック	14,000円	1 1泊2日食事 なしの1棟当た りの料金 2 利用時間を延 長する場合は、 1時間当たり1 ,650円を加

	アウト 午前 10 時		算する（1 時間未満は、1 時間とする。）。 1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
	1 棟（泊なし） 午前 9 時から午後 5 時まで	1 時間につき 1, 650 円	
風呂・シャワー付ログハウス かえで	1 棟（定員 2 人） 宿泊チェックイン 午後 3 時 チェックアウト 午前 10 時	49, 500 円	1 1 泊 2 日食事なしの 1 棟当たりの料金 2 利用時間を延長する場合は、1 時間当たり 1, 650 円を加算する（1 時間未満は、1 時間とする。）。 1 時間未満の使用時間は 1 時間として算定する。
	1 棟（泊なし） 午前 9 時から午後 5 時まで	1 時間につき 1, 650 円	
ログハウスもみじ	1 棟（定員 4 人） 宿泊チェ	62, 700 円	1 1 泊 2 日食事なしの 1 棟当たりの料金 2 利用時間を延

	ックイン 午後 3 時 チェック アウト 午前 1 0 時		長する場合は、 1 時間当たり 1 , 6 5 0 円を加 算する（1 時間 未満は、1 時間 とする。）。
	1 棟（泊 なし） 午前 9 時 から午後 5 時まで	1 時間につき 1, 6 5 0 円	1 時間未満の使用 時間は 1 時間とし て算定する。
風呂・シャワ ー付ログハウ ス うめ・さくら	1 棟 （定員 7 人） 宿泊チェ ックイン 午後 3 時 チェック アウト 午前 1 0 時	3 3, 0 0 0 円	1 1 泊 2 日食事 なしの 1 棟当た りの料金 2 利用時間を延 長する場合は、 1 時間当たり 1 , 6 5 0 円を加 算する（1 時間 未満は、1 時間 とする。）。
	1 棟（泊 なし） 午前 9 時 から午後 5 時まで	1 時間につき 1, 6 5 0 円	1 時間未満の使用 時間は 1 時間とし て算定する。
テニスコート	午前 9 時	1 面 1 時間につき	1 時間未満の使用

(人工芝)	から午後 9時まで	4 9 0 円	時間は1時間として 算定する。
夜間照明施設	午後5時 から午後 9時まで	1面1時間につき 8 2 0 円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 3 号

杵築市公共下水道条例及び杵築市水道事業給水条例
の一部改正について

杵築市公共下水道条例及び杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市公共下水道条例及び杵築市水道事業給水条例
の一部を改正する条例

(杵築市公共下水道条例の一部改正)

第1条 杵築市公共下水道条例（平成17年杵築市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「市長が特に認めた工事について」を「災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとき」に改める。

(杵築市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 4 号

杵築市文化財調査委員会条例の一部改正について

杵築市文化財調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市文化財調査委員会条例の一部を改正する条例

杵築市文化財調査委員会条例（平成１７年杵築市条例第２０４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「杵築市文化財保護条例（平成１７年杵築市条例第２０３号）第１条の目的達成のため」を「文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１９０条第１項の規定に基づき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 5 号

観覧料改定に伴う関係条例の整備について

観覧料改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

観覧料改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(杵築市きつき城下町資料館条例の一部改正)

第1条 杵築市きつき城下町資料館条例（平成17年杵築市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表の（1）の表中

「

個人	一般	300円	1,200円
	小・中学生	150円	600円
団体（30人以上）	一般	240円	1,000円
	小・中学生	120円	500円

」

を

「

個人	一般	400円	1,500円
	小・中学生	200円	750円
団体（20人以上）	一般	320円	1,200円
	小・中学生	160円	600円

」

に改める。

別表の（2）の表中

「

個人	一般	150円	1,200円
----	----	------	--------

	小・中学生	80円	600円
団体（30人以上）	一般	120円	1,000円
	小・中学生	60円	500円

」

を

「

個人	一般	200円	1,500円
	小・中学生	100円	750円
団体（20人以上）	一般	160円	1,200円
	小・中学生	80円	600円

」

に改める。

（杵築市杵築城条例の一部改正）

第2条 杵築市杵築城条例（平成17年杵築市条例第206号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人	一般	400円	1,200円
	小・中学生	200円	600円
団体（30人以上）	一般	320円	1,000円
	小・中学生	160円	500円

」

を

「

個人	一般	5 0 0 円	1 , 5 0 0 円
	小・中学 生	2 5 0 円	7 5 0 円
団体（2 0 人以上 ）	一般	4 0 0 円	1 , 2 0 0 円
	小・中学 生	2 0 0 円	6 0 0 円

」

に改める。

（杵築市大原邸条例の一部改正）

第 3 条 杵築市大原邸条例（平成 1 7 年杵築市条例第 2 0 7 号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人	一般	3 0 0 円	1 , 2 0 0 円
	小・中学 生	1 5 0 円	6 0 0 円
団体（3 0 人以上 ）	一般	2 4 0 円	1 , 0 0 0 円
	小・中学 生	1 2 0 円	5 0 0 円

」

を

「

個人	一般	4 0 0 円	1 , 5 0 0 円
	小・中学	2 0 0 円	7 5 0 円

	生		
団体（20人以上）	一般	320円	1,200円
	小・中学生	160円	600円

」

に改める。

（杵築市佐野家条例の一部改正）

第4条 杵築市佐野家条例（平成17年杵築市条例第208号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人	一般	150円	1,200円
	小・中学生	80円	600円
団体（30人以上）	一般	120円	1,000円
	小・中学生	60円	500円

」

を

「

個人	一般	200円	1,500円
	小・中学生	100円	750円
団体（20人以上）	一般	160円	1,200円
	小・中学生	80円	600円

」

に改める。

（杵築市重光家条例の一部改正）

第5条 杵築市重光家条例（平成17年杵築市条例第209号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人	一般	150円	1,200円
	小・中学生	80円	600円
団体（30人以上）	一般	120円	1,000円
	小・中学生	60円	500円

」

を

「

個人	一般	200円	1,500円
	小・中学生	100円	750円
団体（20人以上）	一般	160円	1,200円
	小・中学生	80円	600円

」

に改める。

（杵築市磯矢邸条例の一部改正）

第6条 杵築市磯矢邸条例（平成17年杵築市条例第212号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人	一般	3 0 0 円	1 , 2 0 0 円
	小・中学生	1 5 0 円	6 0 0 円
団体（3 0人以上 ）	一般	2 4 0 円	1 , 0 0 0 円
	小・中学生	1 2 0 円	5 0 0 円

」

を

「

個人	一般	4 0 0 円	1 , 5 0 0 円
	小・中学生	2 0 0 円	7 5 0 円
団体（2 0人以上 ）	一般	3 2 0 円	1 , 2 0 0 円
	小・中学生	1 6 0 円	6 0 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 96 号

杵築市過疎地域持続的発展計画の変更について

杵築市過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

事業計画（令和3年度～7年度）

区分	変更後				変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 産業の振興	(1) 基盤整備				(1) 基盤整備			
		省略				省略		
	農業	基幹水利施設保全対策事業 (鍋倉ダム地区)	県		農業	基幹水利施設保全対策事業 (鍋倉ダム地区)	県	
		農業水利施設整備事業 (向野地区)	市					
	(2) 漁港施設				(2) 漁港施設			
	水産業	水産物供給基盤機能保全事業	市		水産業	水産物供給基盤機能保全事業	市	
		省略				省略		

議案第 97 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

上辺地総合整備計画の変更

変 更 後	変 更 前
総合整備計画書 1 辺地の概況 (略) 2 公共的施設の整備を必要とする事情 当該辺地は、杵築市西端の山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。 (1) 道路・橋梁 市道重永吉野渡線は、総延長5.6km、地域住民が買い物や病院等の旧山香町中心部へ向かう際のアkses道路としての役割や隣接する他の集落へ移動するための生活道路である。もともと幅員が約2.5mと狭小でカーブが多く、車両通行に支障をきたしていたことから、順次道路拡張等整備を進め、旧山香町中心部までのakses時間の短縮や通行車両及び歩行者の危険性を解消し、生活道路としての利便性の向上を図る必要がある。(令和2年度末で3.0km、53.6%区間の拡幅を完了している。) (2) 公民館その他の集会施設 当該地域のコミュニテイセンターは、昭和52年に建設され、40年以上経過しており、老朽化が激しい状況である。 そこで、当該地域にある閉校した旧小学校校舎を利用した移転改修を行うことで、地域づくりや地域福祉活動などをより発展させ、更なる地域コミュニケーションの活性化・地域の自立性向上を図るために当施設の整備を行う必要がある。	総合整備計画書 1 辺地の概況 (略) 2 公共的施設の整備を必要とする事情 当該辺地は、杵築市西端の山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。 市道重永吉野渡線は、総延長5.6km、地域住民が買い物や病院等の旧山香町中心部へ向かう際のアkses道路としての役割や隣接する他の集落へ移動するための生活道路である。もともと幅員が約2.5mと狭小でカーブが多く、車両通行に支障をきたしていたことから、順次道路拡張等整備を進め、旧山香町中心部までのakses時間の短縮や通行車両及び歩行者の危険性を解消し、生活道路としての利便性の向上を図る必要がある。(令和2年度末で3.0km、53.6%区間の拡幅を完了している。)

変 更 後					変 更 前				
3 公共的施設の整備計画 令和3年度から7年度までの5年間 (単位 千円)					3 公共的施設の整備計画 令和3年度から7年度までの5年間 (単位 千円)				
区分		事業費	財源区分		事業費	財源区分		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額	
施設名	事業主体		特定財源	一般財源		特定財源	一般財源		
[交通通信] 市道 重永吉野渡線 L=230m	杵築市	59,480	31,860	27,620	27,500	31,860	27,620	27,500	
[公民館その他] の 集会所 施設 上地区 コミュニティ ニ テ イ セ ン タ ー	杵築市	2,826	0	2,826	2,800				
合計		62,306	31,860	30,446	30,300	31,860	27,620	27,500	

議案第 98 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

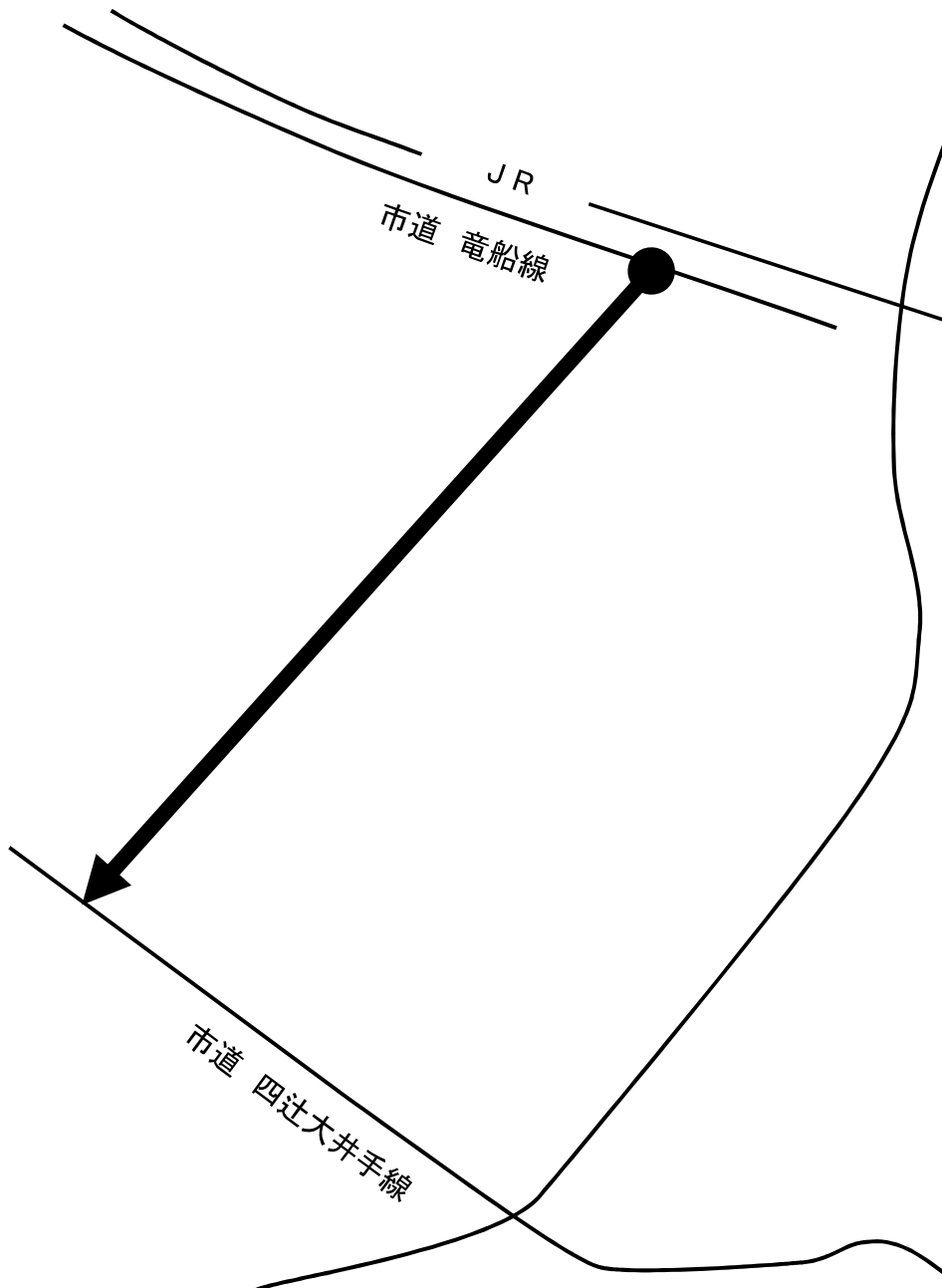
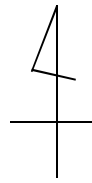
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
竹松線	326.5	4.0 ～ 5.0	杵築市山香町大字野原字竹松 1560 番 2 地先 杵築市山香町大字野原字竹松 1553 番 2 地先	
竜船住床線	357.0	4.0	杵築市山香町大字野原字住床 1491 番 地先 杵築市山香町大字野原字住床 1482 番 2 地先	
志手線	139.0	1.5 ～ 3.2	杵築市山香町大字野原字志手 605 番 1 地先 杵築市山香町大字野原字志手 644 番 地先	

認定

たけまつせん
竹松線

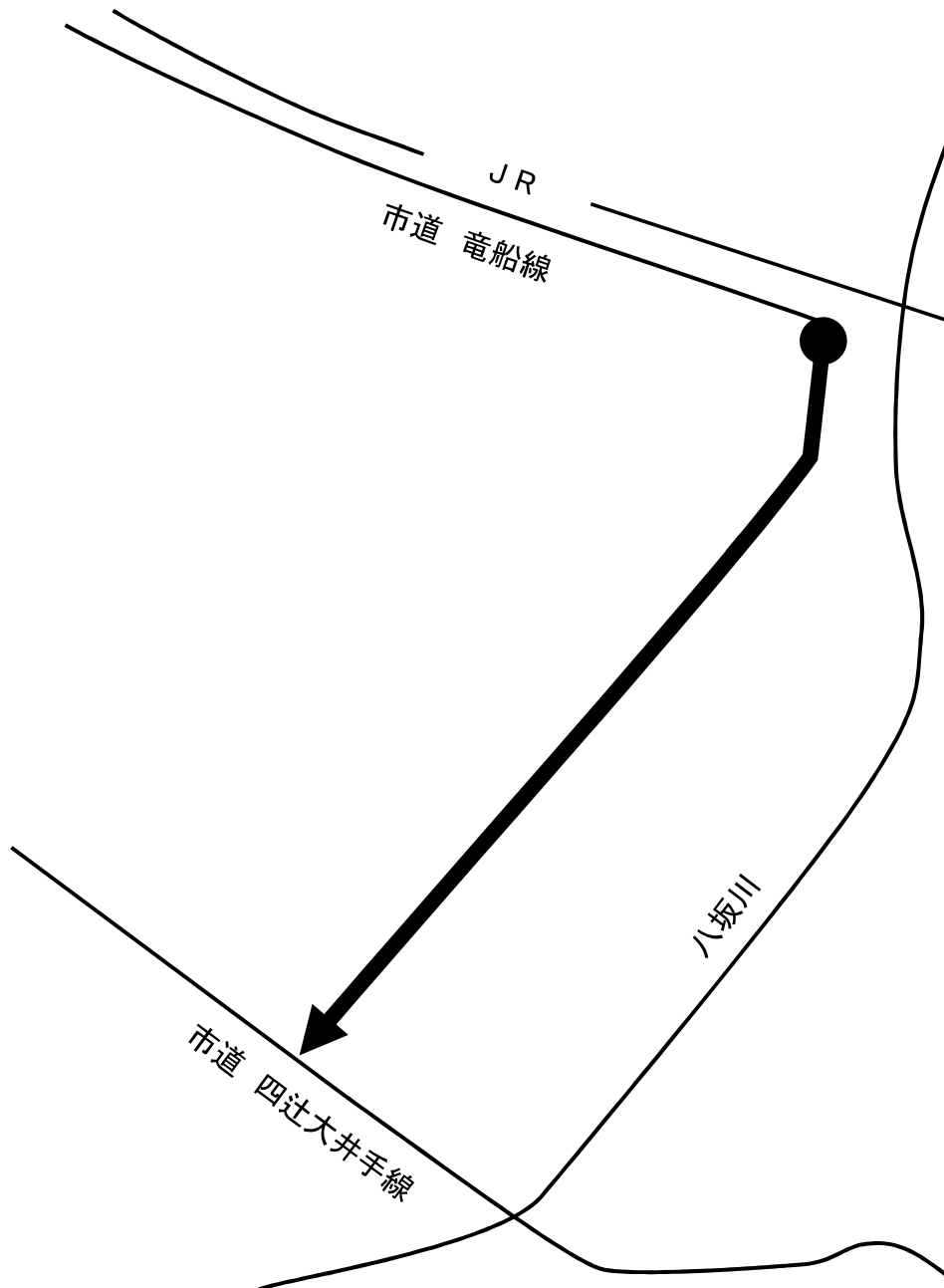
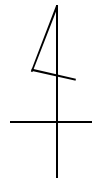
L = 326.5m
W = 4.0m ~ 5.0m



認 定

りゅうせんすみどこせん
竜船住床線

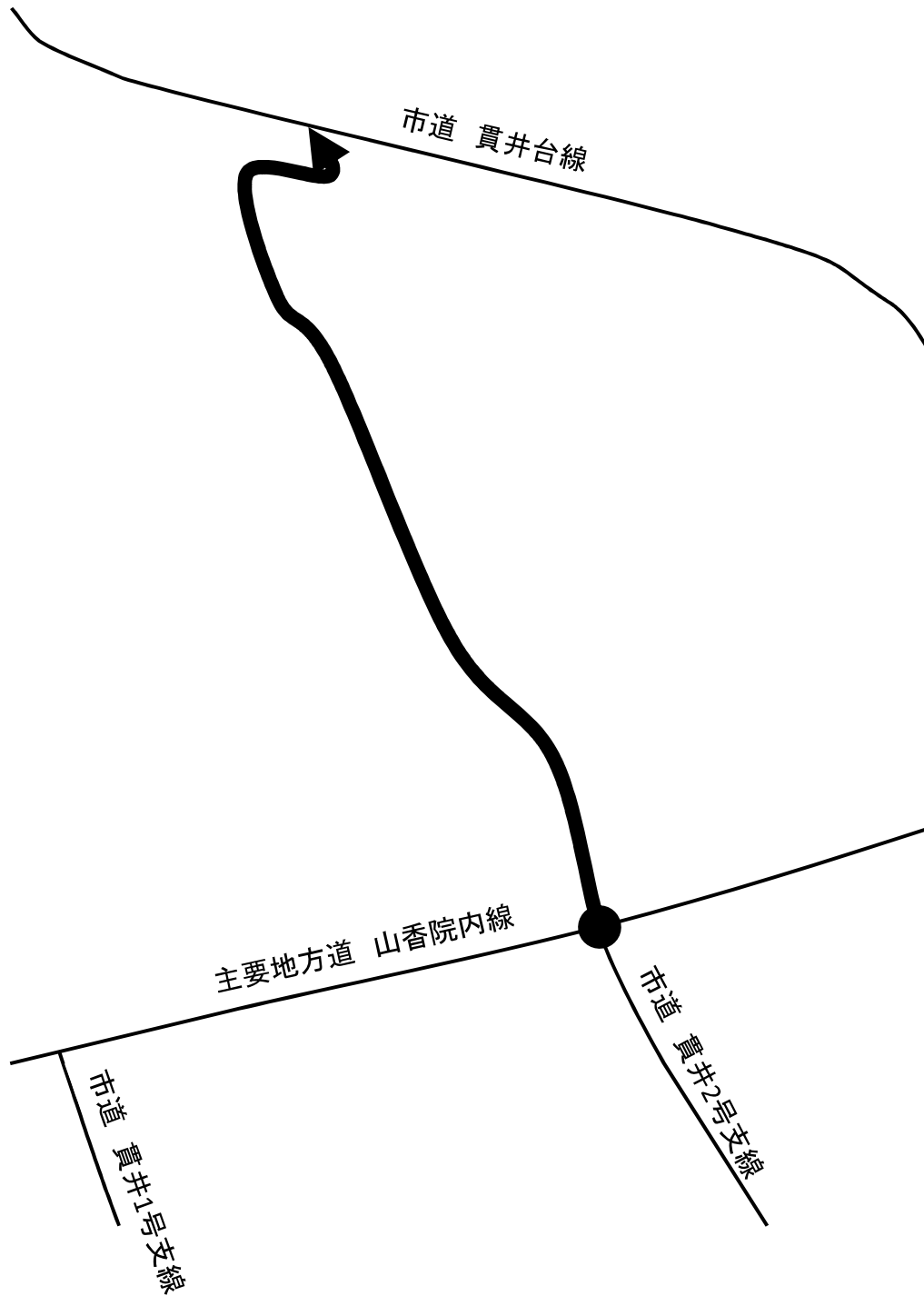
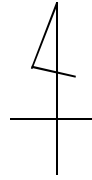
L = 357.0m
W = 4.0m



認定

してせん
志手線

L = 139.0m
W = 1.5m ~ 3.2m



報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 4 号）・・・別冊

報告第 18 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 2 2)	— (1 8 . 2 2)	3 . 5 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

（備考） 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率
はない

2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

報告第 19 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び山香病院事業会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
下水道事業会計	—
山香病院事業会計	—

- (備考)
- 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
 - 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に
20.0％

報告第 20 号

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益社団法人杵築市地域活性化センターの令和 7 年度事業計画及び令和 6 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況報告書

- 1 令和 7 年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和 6 年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 2 1 号

株式会社きっとすきの経営状況について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社きっとすきの令和 7 年度事業計画及び令和 6 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

株式会社きつとすきの経営状況報告書

- 1 令和7年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和6年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 2 2 号

放棄した債権の報告について

杵築市債権管理条例（令和 2 年杵築市条例第 1 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のように報告する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和 6 年度債権放棄一覧表

債権の名称	金額（円）	件数	放棄事由
市営住宅使用料	786,900	120	第 1 号
住宅新築資金等貸付金	6,330,117	1	第 3 号
水道料金	81,820	37	第 1 号
	7,452,630	336	第 3 号
合 計	14,651,467	494	

放棄事由の概要

杵築市債権管理条例第 15 条第 1 項

第 1 号 消滅時効に係る時効期間の経過

第 2 号 相続に係る限定承認があった場合で相続人全員の相続放棄又は相続人不存在及び相続財産からの弁済見込みなし

第 3 号 破産免責等

第 4 号 強制執行後の無資力

第 5 号 徴収停止後の期間経過

第 6 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者

第 7 号 失踪、所在不明者又はこれに準ずる者

報告第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する林道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月28日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和7年5月28日

3 事故発生場所 杵築市山香町大字立石
林道 豊後高田山香線

4 事故原因・状況

上記の道路で、相手方車両が走行中、路面に生じていた穴
ぼこにより、左前輪のタイヤ及びホイールを損傷した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は50%となり、市は、損害賠償金として、
相手方車両の修繕料41,195円の50%である20,598円を支払う。

